

- 草津市立志津南小学校 P T A 会則 . . . 1
- 志津南小学校 P T A 会計規定 . . . . . 3
- 志津南小学校 P T A 地域活動規定 . . . 4
- 志津南小学校 P T A 役員選出規定 . . . 5



# 草津市立志津南小学校 P T A 会則

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は志津南小学校 P T A と称し、事務局を志津南小学校に置く。
- 第 2 条 本会は志津南小学校児童の教育充実をはかり、学校教育に対する理解を深め、家庭教育の義務を果たすと共に会員相互の親睦と研修を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 児童の教育の向上に関すること。
  - 2 児童の福祉に関すること。
  - 3 児童の保護に関すること。
  - 4 家庭と学校との理解親交に関すること。
  - 5 会員の親睦と研修に関すること。
  - 6 その他必要なこと。

## 第 2 章 組 織

- 第 4 条 本会は志津南小学校児童の父母および、これに代わる者と志津南小学校教職員もって構成する。本会へは入学・転入時の入会同意書をもって世帯ごとの入会とし、その児童の卒業・転出まで継続とする。入学以外の再入会および継続しない場合は前年度の 10 月末日までに申し出なければならない。
- 第 5 条 本会は目的達成のため次の部を置く。  
地域部・学級部とする。但し常任委員会で認めた場合は改廃できる。

## 第 3 章 役 員

- 第 6 条 本会に次の役員を置く。(P の人数内訳は、志津南小学校 P T A 役員選出規定に記載する。)
1. 会長 (P)
  2. 副会長 (P)
  3. 特別委員 (T2 名 (学校長・教頭))
  4. 会計 (P・T1 名)
  5. 地域代表 (P)
  6. 地域委員 (P)
  7. 学級委員 (P)
  8. 事務局 (P2・T1 名)
  9. 顧問 (P1 名)
- 但し、会長が必要と認めた場合はこのかぎりではない。
- 第 7 条 会長・副会長・会計・事務局・地域代表は、全 P T A 会員より立候補者を優先とし候補者を選出する。会員の総選挙(信任投票)により選出する。  
新役員選出委員会は現会長が招集し、本部役員・常任委員及び特別に会長が指名した者で構成する。本部役員とは「正副会長・特別委員・事務局長・同次長・会計・地域代表及び会長が特別に指名委嘱した者」を言う。
- 第 8 条 地域委員代表は、各ブロックの会員より 1 名を選出し、これを常任地域委員とする。  
但し、会長が必要と認めた場合はこのかぎりではない。
- 第 9 条 学級委員代表は、各学年より 1 名選出し、これを常任学級委員の候補者とする。  
但し、会長が必要と認めた場合はこのかぎりではない。
- 第 10 条 学校代表は教職員の中から選出する。
- 第 11 条 地域委員は、ブロック毎に P 会員の互選により若干名を選出する。
- 第 12 条 学級委員はその学年の P 会員より選出する。(学級部)
- 第 13 条 会計監査は総会において会員中より選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第 14 条 事務局次長は教職員の中から選出し、会長がこれを委嘱する。
- 第 15 条 会長は会務を統理し、会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- 第 16 条 常任地域委員及び常任学級委員は会長の指示により各事業執行の任に当たる。
- 第 17 条 常任地域委員及び常任学級委員は会長の命を受けて本会の運営につき、協議執行の任に当たる。
- 第 18 条 地域及び学級委員は第 5 条の部会を構成し、本会の事業につき各部担当(部長)毎に協議調整を行い、係資料を添え常任委員会に審議・決定等を求める。
- 第 19 条 会計は会長の命を受けて会計事務を掌り、年度末総会前に会計監査の監査を経た上で決算報告する。
- 第 20 条 事務局(事務局長・同次長)は会長の命を受けて議事の記録及び一般庶務を掌る。
- 第 21 条 会計監査は会計の監査を行い、総会においてその結果を報告する。
- 第 22 条 顧問は前会長を会長がこれを委嘱する。  
顧問は会長の依頼により全ての会議に出席して意見を述べることができる。
- 第 23 条 役員の任期は 1 ケ年とする。但し再任を妨げない。

## 第4章 会議

- 第24条 本会の会議は次の通りである。  
総会・常任委員会・役員総会・部会・本部会
- 第25条 総会は会員の最高議決機関であり全会員をもって構成し、年1回以上開催する。予算・事業その他の必要なことについての審議・承認・決定等を行う。
- 第26条 総会の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数の場合は議長の決するところによる。  
(議長は会員の中より選出する)
- 第27条 常任委員会は総会につぐ議決機関であり、本部役員・常任地域委員・常任学級委員をもって構成し、必要と認めるとき会長がこれを招集し、会議進行は副会長が担当する。  
但し、事業計画・予算案・事業報告・決算報告及び会則の改正については総会の議決を必要とする。
- 第28条 常任委員会の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第29条 役員総会は必要と認めるとき会長がこれを招集する。
- 第30条 部会は必要と認めるとき部長がこれを招集する。  
常任委員会及び本部会は会長が招集する。

## 第5章 会計

- 第31条 本会の財源は会費及び事業収入・寄付金等によってまかなう。
- 第32条 会費はPTA会員1世帯ずつ徴収する。但しその金額はPTA総会によって議決される。
- 第33条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 補則

- 第34条 本会の会則は総会において会員数の過半数の同意を得て変更することができる。
- 第35条 本会に次の帳簿等を置く。  
会員名簿・会計簿・記録簿・役員選出規定・会計規定・地域活動規定

### 付則

- ・本会則は市立志津小学校より分離日の昭和62年4月1日から施行し、第1回総会の同意を得て適用された。
- ・本会則は昭和63年4月 PTA 総会において一部変更された。
- ・本会則は平成3年4月 PTA 総会において一部変更された。
- ・本会則は平成7年4月 PTA 総会において一部変更された。
- ・本会則は平成8年5月 PTA 総会において一部変更された。
- ・本会則は平成10年5月 PTA 総会において一部変更された。
- ・本会則は平成11年5月 PTA 総会において一部変更された。
- ・本会則は平成13年4月 PTA 総会において一部変更された。
- ・本会則は平成15年12月臨時 PTA 総会において一部変更された。
- ・本会則は平成17年11月臨時 PTA 総会において一部変更された。
- ・本会則は平成21年5月 PTA 総会において一部変更された。
- ・本会則は平成22年10月臨時 PTA 総会において一部変更された。
- ・本会則は平成25年5月 PTA 総会において一部変更された。
- ・本会則は平成26年5月 PTA 総会において一部変更された。
- ・本会則は令和2年6月 PTA 総会において一部変更された。

# 志津南小学校 P T A 会 計 規 定

## 1. 目的

この規定は、「草津市立志津南小学校 PTA 会則第5章会計」に定められた内容に関して、その具体的事項及び手続き並びに処理の方法について補足し、確実かつ円滑な会計事務の遂行を図ることを目的とする。

## 2. 会費の徴収に関すること

### (1) 徴収金額

会費は PTA 会員 1 世帯につき 300 円 / 月 (3,600 円 / 年) とする。

### (2) 会費の徴収方法

会費は、原則として学期ごと (年 3 回 : 6 月、9 月、1 月) に本会指定銀行への引き落としにより徴収する。徴収方法は年度当初に会員に周知する。

① 6 月 : 4 ~ 8 月分

② 9 月 : 9 ~ 12 月分

③ 1 月 : 1 ~ 3 月分

### (3) 転入・転出児童の会費徴収方法

#### ① 転入児童の会費徴収方法

転入児童については、銀行との契約が済み次第、次の引き落とし日から徴収する。

#### ② 転出児童の会費徴収方法

転出児童については、給食費 (学校が現金にて徴収) と同時に、在籍した月分を徴収する。

## 3. 慶弔費に関すること

本会の会員及び児童の慶弔に関し、別表 1 に定める事由に該当した場合、同表右欄に定める金額の慶弔金を贈る。

## 4. PTA 活動における交通費に関すること

(1) 自家用車にて学区外の対外活動へ参加の場合、一台につき往復 15 k m までは一律 300 円、15 k m 以上は目的地までの距離 (1 k m 20 円) で計算し精算する。

(2) バス等公共交通機関を利用した場合その実費を精算する。

## 5. 制定・改廃

この規定の制定、改定及び廃止は、会費の徴収額を除き本会常任委員会において決定する。

## 6. 本規定の運用の例外

原則として本規定により運用するものとするが、この規定によりがたいことが生じた場合は、本部役員の合議により例外的な運用を行うことができるものとする。

この場合、次回の本会常任委員会において事後承諾を得る。

別表 1

	事 由	金 額
1	会員及び児童の死亡	10,000 円
2	児童の病気等 (入院 1 ヶ月以上の場合)	3,000 円
3	会員の PTA 行事中の事故 (入院 1 週間以上の場合)	5,000 円
4	会員、その他学校及び本会に関係ある方々が災害により損害を受けた場合、または死亡の場合	その都度、程度に応じて常任委員会で定める

上記以外の事由が生じた場合は、小学校の規定に準ずる。

## 付則

- ・「慶弔規定(昭和 63 年 11 月 10 日制定 / 平成 9 年 4 月 19 日改定)」を改定し、本規定に含める。平成 15 年 4 月 30 日改定。
- ・子ども安全連絡網の導入に伴い、PTA 会費を変更した。平成 20 年 3 月 12 日改定。
- ・本会計規定は、平成 22 年 3 月 11 日常任委員会において一部変更された。
- ・本会計規定は、平成 23 年 5 月 18 日 P T A 総会において P T A 会費を変更した。
- ・本会計規定は、平成 26 年 5 月 P T A 総会において P T A 会費を変更した。
- ・本会計規定は、平成 28 年 3 月 10 日常任委員会において一部変更された。
- ・本会計規定は、平成 29 年 5 月 17 日 P T A 総会において P T A 会費を変更した。
- ・本会計規定は、平成 30 年 2 月 13 日常任委員会において一部変更された。
- ・本会計規定は、令和 3 年 3 月 10 日常任委員会において一部変更された。

# 志津南小学校 P T A 地域活動規定

## 第1条（目的）

この規定は、小学校・家庭・地域社会がそれぞれの機能をいかし、志津南小学校区における子ども達の安全の確立をめざして、地域活動を円滑に進めるために必要な事項を定めるものである。

## 第2条（地域部）

「志津南小学校 P T A 役員選出規定」に定められているとおり役員をおく。

常任地域委員・・・・・・各ブロック1名

地域委員・・・・・・各ブロック若干名

地域部の代表には、地域代表(本部)が就くものとする。

## 第3条（活動内容）

1. 通学路の安全に関すること
2. 児童の登下校に関すること
3. 学校・家庭・地域社会との連携に関すること
4. その他、PTA 会長・学校長が必要と認める事項

## 第4条（免除）

地域活動当番の免除希望者は、以下に定める「地域活動に関する当番の免除申請について」のとおり、別紙「免除申請書」を会長に提出し、免除許可をうけるものとする。

「地域活動に関する当番の免除申請について」

1. 該当する当番
  - ・登校時立ち当番
  - ・下校見守り&パトロール
  - ・ラジオ体操当番
2. 免除該当理由
  - ・持病（診断書又は、証明できる書類を提出）
  - ・妊娠、出産（証明できる書類を提出）  
原則として出産前後2か月。尚、別の期間を希望する場合は別途申し出ること。
  - ・他の理由による免除希望者は、その旨理由を記入すること。  
※以上の理由でも、家庭内で代わることができる人がいる場合は免除しない。
3. 認定方法
  - ・PTA会長及び地域代表が厳正に検討し、決定する。
  - ・受理が決定された場合、プライバシー等の関係から公表しないこととする。
4. その他
  - ・申請書は、毎年更新することとする。
  - ・受理された場合でも申請した期間に変更があったときは速やかに届け出ること。
  - ・前もって当番表を作成するため、変更した当番表の配布に時間がかかる場合がある。
  - ・申請書は封筒に入れ、必ず封をして、PTA会長宛に学校へ提出すること。  
なお、申請書は学校に保管してあるので、担任を通じて請求することとする。

## 第5条（補則）

この規定の制定・改正及び廃止は、常任委員会において決定するものとする。

## 付則

- ・この規定は、平成26年4月1日から施行する
- ・この規定は、平成30年2月13日常任に委員会にて一部変更された

## 志津南小学校 P T A 役員選出規定

### [本規定対象役員]

志津南小学校 P T A 本部役員 (会長(1)・副会長(1)・会計(1)・事務局(2)・地域代表(2))  
 志津南小学校 P T A 常任委員 (地域部役員代表・学級部役員代表)  
 志津南小学校 P T A 地域委員  
 志津南小学校 P T A 学級委員

### [選出規定の改廃・決定について]

当規定は、志津南小学校の児童数(学級数)の変動等に応じて、  
 新役員選出委員会(本部役員)で改廃され、常任委員会の議決を得て決定される。

### [各役員および委員選出順序]

各役員および委員は下記の順序で選出される。

<b>1</b>	<b>2</b>	<b>3</b>
本 部 役 員	地 域 部 役 員 ( 常 任 委 員 ・ 一 般 委 員 )	学 級 部 役 員 ( 常 任 委 員 ・ 一 般 委 員 )

1・2・3の新2～6年生は、概ね、前年度の12月に選出する。  
 3の新入生は、新年度の4月に選出する。

### [ブロックおよび定数]

本会のブロックは、次のとおりとする。

- Aブロック 岡本町西〈西・グリーンピア〉・若草1～8丁目・追分南8丁目
- Bブロック 岡本町〈向畑〉・追分南5・9丁目
- Cブロック 追分南7丁目
- Dブロック 追分南6丁目
- Eブロック 追分南3・4丁目
- Fブロック 追分南1・2丁目

地域割定数表

ブロック	地域名	地域委員(常任)	地域委員
A	岡本町西 若草1～8丁目 追分南8丁目	1名	4名
B	岡本町 追分南5・9丁目	1名	3名
C	追分南7丁目	1名	2名
D	追分南6丁目	1名	2名
E	追分南3・4丁目	1名	2名
F	追分南1・2丁目	1名	2名

### 〔役員および委員選出の免除規定〕

- 過去、P T A本部役員経験者は、P T A本部役員・常任委員・一般委員全てを免除する。  
但し、該当者がいない場合はその限りではない。
- 過去、P T A常任委員1回以上の経験と一般委員1回以上の経験で  
P T A本部役員・常任委員・一般委員全てを免除する。  
但し、該当者がいない場合はその限りではない。
- 過去、P T A一般委員3回以上の経験で  
P T A本部役員・常任委員・一般委員全てを免除する。  
但し、該当者がいない場合はその限りではない。
- 前年度のP T A役員は、翌年の同じ部の委員は免除する。(但し立候補は妨げない)  
他の部については、選出会当日にご自身で免除を願いでて会員の承諾を得ることとする。  
但し、該当者がいない場合はその限りではない。
- 本年度転入した家庭は、P T A本部役員および常任委員を免除する。  
尚、地域一般委員、学級一般委員に関しては、免除制度を設けません。  
やむを得ない免除理由があれば、選出会当日にご自身で免除を願いでて会員の承諾を得ることとする。
- 転入前の学校のP T A本部役員経験者は、証明できる書類などを本校P T A会長に提出し  
本部役員のみ免除申請ができる。  
証明書類がない場合、免除は認められません。  
選出会当日にご自身で免除を願いでて会員の承諾を得ることとする。
- 持病等による免除希望者は、医師による診断書及びそれに代わるものの書類の写しを  
また妊娠されている方は証明書を、役員選出にかかる免除申請受理日までに本校P T A会  
長に提出し、免除申請を行うこととする。  
免除申請については、本部役員が厳正に検討し決定する。  
免除申請の結果は個別に連絡することとする。

※尚、本部において免除申請の受理を決定した場合、プライバシー等の関係から公表は致しません。

※本部で厳正に検討し免除申請の不受理を決定した場合においても、免除希望をされる方は選出会当日にご自身で免除を願いでて会員の承諾を得てください。

- 未就学児のいる会員は役員を免除される。なお、立候補は妨げない。

### 〔本部役員選出方法〕

本部役員候補〔会長・副会長・会計・事務局2名・地域代表2名〕の7名は全学年より立候補者を優先として候補者を決める。  
尚、定数に満たない場合には以下の要領で選出する。

- (1) 原則として、①新5・6年生を対象とするPTA役員未経験者と  
②一般委員1回のみ経験者から候補者を決める。  
但し、この範囲で定数に不足が生じた場合、その不足分を、  
③常任委員1回経験者、一般委員2回経験者で補う。
- (2) 選出会出席者による話し合いにより、選出方法等について免除も含めて決定して頂き出席者全員の納得する形で選出する。
- (3) 本部役員欠員補充候補者の選出  
①本部役員選出と同時に、補欠候補者を2名選出し、さらに候補順位を決定する。  
その候補順位は委員経験者から選択できる。本部役員に欠員が生じ、本部が補充を必要と判断した場合は、候補順位順に欠員を補充するものとする。  
  
②補欠候補者に選出された方はそのまま地域部委員・学級部委員に立候補できるものとする。本部役員の欠員補充となり、そのため生じた地域部・学級部の欠員の補充は選出規定に則り対応する。  
  
③補欠候補者期間は次の補欠候補者が選出されるまでとし、ポイントは与えられない。  
また、補欠候補者が本部の欠員補充となった場合は、地域部・学級部の補欠候補者の規定と同様に任期3か月以上で役員経験者として対応する。

※本部役員選出がくじ引きになった際、学級部委員への立候補と同様に、新5・6年生に兄弟姉妹がいる場合はそれぞれがくじ引きの対象となり、同学年に兄弟姉妹がいる場合は一人のみが対象となるものとする。

※尚、この決定方法により委任状提出者もしくは欠席者の方が選出された場合はこの決定に必ず従って頂くことになります。

※委員経験者が本部役員候補者に選出された場合、過去の委員経験を考慮することとして本部役員職を選択する事ができる。

### 〔地域部役員（常任委員・一般委員）の選出方法〕

- (1) 各ブロック別に、常任委員と一般委員の合計人数を全学年対象に立候補者を優先して選出する。
- (2) 定数に満たない場合、選出会出席者による話し合いにより、選出方法等について免除も含めて決定して頂き、出席者全員の納得する形で選出する。

※ 尚、この決定方法により委任状提出者もしくは欠席者の方が選出された場合はこの決定に必ず従って頂くことになります。

上記(1)・(2)の選出方法により候補者が決定しない場合、出席者は選出委員と協議の上、下記の選出順位に沿った該当者から選出する。



- (選出順位) ① 新5・6年生のPTA役員未経験者  
② 新5・6年生の一般委員1回のみの経験者  
③ 新5・6年生の常任委員1回経験者、一般委員2回経験者

※未経験者と委員経験者が候補者に決定された場合は  
原則として、常任委員1回経験者から順に、一般委員2回経験者、  
一般委員1回のみの経験者、未経験者の順に(常任・一般)を選択できる。

※但し、この範囲で定数に不足が生じた場合、その不足分を  
新4年生のPTA役員未経験者から順に新3年生、新2年生のPTA役員未経験者へと、  
候補者を選出できる範囲まで学年を下げる。

※補欠候補者の選出は各常任委員の方が必要と判断した場合は行う。  
補欠候補者の選出をしていない場合でもやむを得ず欠員が生じた場合には、必要に応じて  
役員で協議のもと候補者を立てる。候補者は、任期3か月以上で委員経験者として対応する。

#### [学級部役員(常任委員・一般委員)の選出方法]

(1) 各学年から(学級数+代表1)名を、立候補者を優先して上位学年から順番に選出する。

(2) 定数に満たない場合、選出会出席者による話し合いにより、選出方法等について  
免除も含めて決定して頂き、出席者全員の納得する形で選出する。

※兄弟姉妹がいる場合、会員期間が長く本部役員選出の対象となる機会が多いため、どちらとも  
立候補可能とする。ただし、上のお子さんの学年での立候補を優先とし、同学年に兄弟姉妹が  
いる場合は一人のみが対象となるものとする。

※尚、この決定方法により委任状提出者もしくは欠席の方が選出された場合は  
この決定に必ず従って頂くこととなります。

(3) 上記(1)・(2)の選出方法により候補者が決定しない場合  
出席者は選出委員と協議の上、下記の選出順位に沿った該当者から選出する。

(選出順位)

- ① PTA役員未経験者  
② 一般委員1回のみの経験者  
③ 常任委員1回経験者、一般委員2回経験者

※未経験者と委員経験者が候補者に決定された場合は  
原則として、常任委員1回経験者から順に、一般委員2回経験者、  
一般委員1回のみの経験者、未経験者の順に(常任・一般)を選択できる。

※補欠候補者の選出は各常任委員の方が必要と判断した場合は行う。  
補欠候補者の選出をしていない場合でもやむを得ず欠員が生じた場合には、必要に  
応じて役員で協議のもと候補者を立てる。  
候補者は、任期3か月以上で委員経験者として対応する。

## 〔役員・委員の制約〕

- 本部役員・地域部役員に選出されたものは原則学級部役員選出対象者とはならない。  
ただし状況等により、その者しかかなりえない場合はその限りでない。

### 付則

当役員選出規定は平成4年に制定された。  
当役員選出規定は平成6年に一部変更された。  
当役員選出規定は平成9年に改定された。  
当役員選出規定は平成10年に全面改定された。  
当役員選出規定は平成12年に全面改定された。  
当役員選出規定は平成13年に一部変更された。  
当役員選出規定は平成15年に一部変更された。  
当役員選出規定は平成17年1月臨時PTA総会において変更された。  
当役員選出規定は平成17年に一部変更された。  
当役員選出規定は平成18年に一部変更された。また〔役員・委員の制約〕を追加した。  
当役員選出規定は平成19年に全面改定された。また〔Eブロック〕を追加した。  
当役員選出規定は平成20年に一部変更された。  
当役員選出規定は平成21年に一部変更された。  
当役員選出規定は平成22年10月臨時PTA総会において変更された。  
当役員選出規定は平成23年に一部変更された。〔丸尾ニュータウン〕を追加した。  
当役員選出規定は平成24年に一部変更された。  
当役員選出規定は平成25年5月総会にて変更された。  
当役員選出規定は平成25年11月住所表示変更に伴い一部変更された。  
当役員選出規定は平成27年11月に一部変更された。  
当役員選出規定は平成28年3月に一部変更された。(規定改定ではなく文言訂正)  
当役員選出規定は平成28年10月に一部変更された。  
当役員選出規定は平成29年10月に一部変更された。  
当役員選出規定は令和2年7月に一部変更された。  
当役員選出規定は令和3年3月に一部変更された。